

審査情報提供事例について

審査支払機関における診療（調剤）報酬に関する審査は、国民健康保険法及び各法、療担規則及び薬担規則並びに療担基準、診療（調剤）報酬点数表並びに関係諸通知等を踏まえ各審査委員会の医学的見解に基づいて行われています。

他方、高度多様化する診療内容についての的確、かつ、迅速な審査を求められており、各審査委員会から自らの審査の参考とするため、他の審査委員会の審査状況について知りたいとの要望のある事例について、平成17年度より全国調査を実施し、各審査委員会及び国保連合会間で情報の共有をしてまいりました。

今般、審査の公平・公正性に対する関係方面からの信頼を確保するため、審査上の一般的な取扱いについて、「審査情報提供事例」として広く関係者に情報提供することといたしました。

今後、全国国保診療報酬審査委員会会長連絡協議会等で協議を重ね提供事例を逐次拡充させることとしております。

なお、療担規則等に照らして、それぞれの診療行為の必要性、妥当性などに係る医学的判断に基づいた審査が行われることを前提としていますので、本提供事例に示されている方向性がすべての個別事例に係る審査において、画一的あるいは一律的に適用されるものでないことにご留意願います。

【国保】

K-41 長期留置型腹膜透析用カテーテルの抜去の手技料について

《令和 6 年 8 月 29 日新規》

○ 取扱い

長期留置型腹膜透析用カテーテルの抜去の手技料は、原則として K000 創傷処理「1」筋肉、臓器に達するもの（長径 5 センチメートル未満）の算定とする。したがって、K631 腹壁瘻手術「2」腹腔に通ずるものの算定は認められない。

○ 取扱いの根拠

長期留置型腹膜透析用カテーテルの抜去の手技料については、以下の厚生労働省通知※や手技内容を踏まえ、原則として K000 創傷処理「1」筋肉、臓器に達するもの（長径 5 センチメートル未満）の算定が妥当と判断した。ただし、トンネル感染等があり、単純な抜去に該当しないような場合は、この限りでない。

（厚生労働省通知）

- ・ 中心静脈注射用植込型カテーテル抜去の際の費用は、K000 創傷処理の「1 筋肉、臓器に達するもの（長径 5 センチメートル未満）で算定する。
- ・ 抗悪性腫瘍剤動脈、静脈又は腹腔内持続注入用植込型カテーテル抜去の際の費用は、K000 創傷処理の「1」筋肉、臓器に達するもの（長径 5 センチメートル未満）で算定する。

（※）診療報酬の算定方法の一部改正に伴う実施上の留意事項について